

「 憲 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

平成**年以降、全国的に、大学の歯学部の改革が進められた。

その結果、歯科医師が増加して歯科医師の間の過当競争が生じ、歯科医療の質の低下や歯科医院経営破綻による歯科医院利用者の不便が生じるなどという弊害が発生した。

これを受け政府は、歯科医院の適正配置の観点から歯科医師個人が歯科医院を開設するためには、都道府県知事の許可が必要とし、都道府県知事の許可の要件として歯科医院間に一定の距離を置かなければならないという条件を設ける医療法の改正を行った。

歯科医師 X は、この医療法改正後に、A 県 B 市内において乗降客数が最も多く、多数の患者の来院が見込める B 駅前に歯科医院を開設しようと、B 駅前を管轄する保健所に診療所開設届を提出した。ところが、X が開設しようとしていた歯科医院が近傍の歯科医院との間に一定の距離を置いていなかったことから、A 県知事はその申請を不許可とした。そのため、X は B 駅前に歯科医院を開設することができなくなった。

【設問】 本件には、どのような憲法上の論点があるのか、論じなさい。

「 刑 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

以下の設例における甲及び乙の罪責を論じなさい(但し、特別法違反は除く)。

〔設例〕

甲は幼なじみのAに貸した金の返済期限(平成30年9月10日)が迫ってきた同年9月3日、自己の住宅新築の資金が底をついたため、少しでも早くお金を融通したくなったので、Aに電話をかけた。甲はAに対し、甲の母親はすでに他界しているにもかかわらず、「実は俺のおふくろが重い病気で、手術のためお金が必要になった。なので、まだ返済期限まで1週間あるが、すぐにでも残額を返してくれないか。今は慌ただしいので、知人に受け取りに行かせるから」と持ちかけた。これを聞いたAは、甲の母親には幼い頃何かとよくしてもらった恩もあるので、この際サラ金でお金を借りてでも甲に返すかと決意し、借金の残額100万円を手元に用意し、「知人」の来訪を待った。

他方甲は、友人の乙に対し、上記の事実をすべて打ち明けた上で、Aの自宅にこの金を受け取りに行くよう依頼し、乙は報酬1万円を条件にそれを受諾した。

しかし、ものぐさな乙はなかなか受け取りに行かないまま、同年9月11日になってようやくA宅を訪れ、応対に出たAに対し「甲さんから依頼を受けて残金100万円を受け取りに来ました」と述べた。しかしAは、甲は電話ですぐにでも金が欲しいと言っていたのに、このタイムラグは一体どうしたことなのかと疑念を抱き、乙に対し「ちょっと話がおかしいね。甲さんに確かめてみる」と述べて、即時の支払いを拒絶した。

それを聞いた乙は憤激し、Aに向かって「おい、とにかくあんたは甲に借金を返す義務があるんだから、さっさと払えばいいんだ。もし支払わないのであれば、お前の不義理をネットを通じて世間様に知らしめて、お前がこの土地に住めないようにしてやる」と怒鳴りつけた。Aはそれを聞いて怖くなったので、用意していた100万円を乙に手渡した。

乙はその足で甲宅に立ち寄り、取り立てが遅くなったことを詫びた上で、自己の報酬分を除く現金99万円を甲に渡した。

以上

「 民 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

Xは、売主Yが買主Zに対して負う売買契約上の債務について、保証人となる契約をZとの間で締結した。以下の問題にすべて答えなさい。

(1) XはZとの保証契約により、どのような内容の債務を負うか。売買契約の目的物が特定物である場合と種類物である場合に分けて検討しなさい。

(2) Yが引渡債務を履行しないため、Zが売買契約を解除した場合、解除に伴う原状回復債務ならびに損害賠償債務についてXは保証債務を負うか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

XがYに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起したところ、X勝訴判決が言い渡され、同判決は確定した。以下の各小問について答えなさい。

- (1) X勝訴判決確定後、Yが、Xに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起した場合、裁判所はいかなる審理をした上で、どのような判決をすべきか。
- (2) X勝訴判決確定後、Xが、Yに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起した場合、裁判所はいかなる審理をした上で、どのような判決をすべきか。また、Xが、Yに対し、甲土地の所有権に基づき土地明渡請求訴訟を提起した場合、どうか。

「 商 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の設例を読み、後記【設問】に答えなさい。

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、取締役会設置会社および監査役設置会社である。種類株式発行会社でなく、譲渡制限株式を発行していないが、その発行株式は、金融商品取引所に上場されていない。取締役には、A1、A2、A3が、監査役にはBが、選任されており、さらにA1は代表取締役に選定されている。
2. 平成30年8月30日、甲社は取締役会(以下「本件取締役会」という。)を開催し、甲社が保有する自己株式1万株を総額800万円で乙株式会社(以下「乙社」という。)に処分することを決定した(以下「本件自己株式処分」という。)。当該取締役会においては、A1から、①甲社は乙社との業務提携の可能性をかねてから模索していたところ、このほどその話がまとまったこと、②乙社との業務提携により甲社の業績の飛躍的な改善が見込まれること、③従来、乙社は甲社の株式を保有していないが、甲社の株式を引き受けることにより、甲社の総株主の議決権の20%を保有する筆頭株主になること、④1株800円という処分価額は、甲社の直近の株価を第三者機関に依頼して鑑定させた金額、すなわち1株1000円の80%にあたること、乙社からは1株800円以下でないと買取資金が用意できないといわれていること、および、⑤払込みは金銭でもって行われ、払込期日は平成30年9月14日とすること、が説明された。
3. 甲社の取締役会においては、特段の議論もなく、A1の提案が承認された。
4. 甲社は、本件自己株式処分について株主に通知または公告することなく、本件取締役会の決定に基づき、乙社に対し自己株式を処分し、乙社へ名義を書き換えた。

【設問】平成30年10月下旬、甲社の株主Cは、たまたま乙社が甲社の筆頭株主となった事実を知った。Cは、本件自己株式処分の効力を否定するため、いかなる法的手段をとることができるか(100点)。